

施設・サービス内容に関する情報について、「ここdeサーチ」に登録をお願いします

デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、**児童福祉法が改正され、R6.4.1から施行**されます。

提供するサービス内容について、現行の「書面での掲示」に加え、「インターネットでの掲示」が義務化されます。

自治体から送付される入力様式に記入することで「ここdeサーチ」に掲載されますので、必ず登録をお願いします。



「ここdeサーチ」

施設等で入力（記載）いただく項目

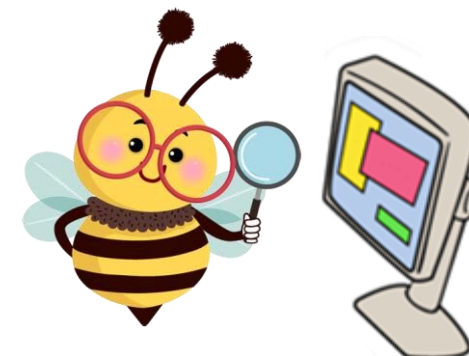
（今回の様式にてご記入が必要なのは**赤字の項目**のみです。）

それ以外の項目については後日、別様式にて登録のご協力をお願いする予定です。）

1. 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
2. 建物その他の設備の規模及び構造（※居宅訪問型保育の場合は入力不要）
3. 施設の名称及び所在地
4. 事業を開始した年月日
5. 開所している時間（※居宅訪問型保育の場合は、保育提供可能時間を入力）
6. **提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由**
7. 入所定員
8. **保育士その他の職員の配置数又はその予定**
9. 居宅訪問型保育（事業者・個人）又は一日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設の設置者にあっては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況
10. **保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額**
11. **提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容**
12. **緊急時等における対応方法**
13. **非常災害対策**
14. **虐待の防止のための措置に関する事項**
15. **施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別**

入力したものを自治体へ返送

自治体で各施設を集約し、確認後、**「ここdeサーチ」での閲覧が可能**



◎「書面での掲示」も引き続き必要です

自治体から入力様式等の送付

施設等で入力

◎「ここdeサーチ」における掲示がない場合、**認可外保育施設の指導監督基準不適合**となりますので、必ず登録をお願いします。

◎**居宅訪問型保育（事業者・個人のベビーシッター）も対象**です。必ず登録をお願いします。

◎掲示している情報に変更が生じた場合は、「ここdeサーチ」に掲載している情報も変更する必要があります。自治体にご連絡ください。